

10. 部活動に関する規程

1. ねらい

- (1) 心豊かな人間性の育成を目指すと共に、生涯にわたっての健康の保持増進を図る。
- (2) 規律正しい生活態度を身につけると共に、集団生活において、協力していく態度を養う。
- (3) 自主性を育てると共に個人の能力、個性の伸長を図る。
- (4) 学習活動と部活動を両立させ、進路目標の達成を目指す。

2. 活動

部員としての活動期間は原則として3年次1学期の主要大会までとする。文系の部もこれに準ずる。ただし、3年次の活動においては下記の基準を満たしていない生徒は活動ができない。勤怠については2学年末までのものとする。また1・2年次に懲戒指導を受けたもので、改善がみられる場合には下記⑤の限りではない。

- ③□定平均 3.0 以上 ②無届け欠席 6 回以内
 ③無届け欠課 9 回以内 ④早朝講座の遅刻及び欠課の合計が 15 回以内
 ⑤人物素行が良好で、且つ懲戒指導を受けていない者

※ 評定平均の出し方は下記の通りとする。

(1年の学年末の評定平均+2年の学年末の仮評定平均) ÷ 2 (小数点以下第2位を四捨五入)

3. 活動時間

活動時間は次の通りとする。

時		活動終了時刻	完全下校時刻	備考
平日	夏	18:45	19:00	4月～10月
	冬	18:15	18:30	11月～3月
休日祝日	土曜講座がある場合	16:30	16:45	
	講座のない土曜日・日曜日・祝日	原則として活動禁止		申請の上、特別練習可。
考査期間	定期考査	考査1週間前から考査終了の前日まで原則として活動禁止。		申請の上、特別練習可。活動時間は平日1時間、休日2時間程度とする。
	実力テスト	テスト前日からテスト終了の前日まで原則として活動禁止。		同上
長期休業	講座期間中	17:45	18:00	土曜日は16:45完全下校
	講座期間以外	16:30	16:45	

4 特別練習

活動禁止期間中でも、特別な理由（大会、発表等）があれば、その都度校長の許可により1カ月前より活動することができる。特別練習申請の手順は次の通りとする。

- (1) 部顧問は、保護者の承諾書及び特別練習許可願書をそろえ、校長の許可を得る。その後、特別練習許可願書を部活動係に提出する。保護者の承諾書は、部顧問保管とする。
- (2) 部活動係は特別練習を行う部名、活動日、活動理由を校内メールに記載する。

5 大会参加

大会参加は高体連、高野連、高文連主催への参加を原則とし、年5回以内とする。

*学校代表として参加する場合「団体」「個人」を問わず1大会、1回と数える

6 顧問について

- (1) 部・同好会の顧問は全職員で担当する。
- (2) 顧問は、部員名簿を作成し、活動計画・活動内容・それらの規模・安全面等を掌握する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。